

現状

移動の足が不足している状況を改善するため、タクシーを含め、十分なドライバーの活用が必要

一地域：恒常に不足（交通空白地）

一都市部（観光都市を含む）：イベント、季節、天候、曜日・時間帯で不足（「時間交通空白」）

タクシーの規制緩和

◆第二種免許取得に係る要件の緩和等

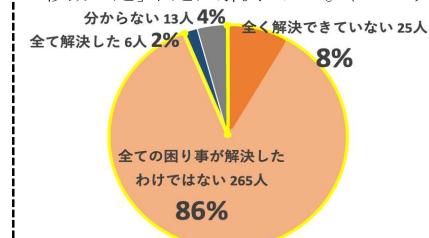
- 取得期間短縮（一日の教習時限（3～4時間/日）→ 5日+1时限で取得）【6年上期】
- 教習の効率化（一種免許との重複削減等。取得期間の大幅な縮減）【6年度中目途】
- 多言語での試験実施【5年度】
- 地理試験の廃止【5年度】
- タクシー事業者による新規雇用時の指導日数要件（現行10日）の撤廃【5年度】
- ◆白タク仲介アプリの取締強化
- アプリ事業者による違法な仲介行為への行政指導。必要に応じ法制度の検討【5年度】

自家用自動車を用いた有償運送の制度改善（道路運送法78条2号）

- 交通空白地※に、①数値やデータで目安提示、②時間帯概念の導入【5年】
※道路運送法上「その他の交通が著しく不便な地域」であり、バブコメ案では「半径1km以内にバス停・駅がない地域であって、タクシーが恒常に30分以内に配車されない地域」
- 地域公共交通会議※1が、相当の期間※2を要しても結論への道筋に至らない場合に、首長が判断できることを明確化。【6年6月】
※1 首長、事業者・団体、住民・旅客、地方運輸局長、運転者団体、実施NPO等で構成。
※2 2ヶ月を念頭に、年度内に具体的な期間を決定。
- 区域外運送（区域内の交通空白地から空白地外（区域外の駅、病院等））を原則化。【6年6月】
- 一定のダイナミックプライシングが可能であることを明確化【5年度】
- 自治体等からの委託を受けた株式会社の制度への参画【5年】
- 宿泊施設の車両の有償運送へ利用できることを明確化【5年】

（参考）現行制度に対する首長の声

自家用有償旅客運送を実施することで、「移動の足」不足は解決したか。（n=309人）



（出典）活力ある地方を創る首長の会
アンケート(R5.11.30)

※時期の表記は特記ない限り措置時期を表す

自家用車・一般ドライバーを活用する新たな制度（道路運送法78条3号）

- アプリ及び利用者ニーズのデータ等を活用し、タクシー供給が必要に追い付かないことが多い地域、時期、時間帯を特定。不足分についてタクシー会社が自家用車・ドライバーを利用し、事業の一環として運送サービスを提供可能とする。【6年度から実施】
- ※ドライバーを十分に確保する観点から、安全確保を前提に、労働条件など扱い手確保に必要な要素を考慮して、雇用契約に限らず検討。
- ※新規参入ができる環境整備の一貫として、準特定地域の解除見通しを事前に公表。
- ※タクシー事業者の運送責任や安全確保を前提に、新たに活用する地域の自家用車・ドライバーについての教育、運行管理・車両整備管理の在り方等を今後検討。

タクシー事業者以外の者によるライドシェア事業の法律制度の議論

- 上記施策の実施効果を検証しつつ、タクシー事業以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法律制度について議論。【6年6月】

委員意見（今後の検討課題）

- 事業者自身の利用者に対する法的責任（米国型は仲介のみ）
- 徹底した安全規制・犯罪対策の導入
 - ・ドライバーの事前・事後審査・レーティング、事業者による保険加入義務、性犯罪対策、アプリでの記録保持義務 等
- 新たな働き方の尊重、副業・兼業推進の推進
- 地域・時間帯・台数の不制限、自由度の高い料金規制

（参考）海外の状況

ライドシェア（一般ドライバーが自家用車を利用して容易に有償運行が可能で、かつ、変動運賃を利用できるもの。現地法制上は「タクシー」とされている場合を含む）はOECD 38か国中25か国で導入済との指摘あり。
(主な導入国)西、仏、独、蘭、フィンランド、米、英、豪、加、スイス、ニュージーランド、メキシコ、ノルウェー など。